

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る基準及び手続その他法の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

(墓地等の経営主体等)

第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）で、市内に住所を有するもの

(3) 墓地又は納骨堂の経営を行うことを目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人で、市内に住所を有するもの

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体（以下「地縁団体」という。）で、次のいずれにも該当すると認められるとき。

ア 地方公共団体又は宗教法人の経営する墓地では地域の需要を満たせない相当な理由があること。

イ 墓地の管理等が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われること。

ウ 経営の永続性及び公益性を有すること。

エ 営利を目的としないこと。

2 前項第1号に規定する地方公共団体が経営主体となる墓地のうち、村落の名義（「村中」名義）のまま旧来の共同墓地が存続し、旧来の慣習等に従い自治会等により管理運営されているものについては、自治会等が従前の例により管理運営を行うものとする。

(墓地等の敷地等)

第4条 墓地等の敷地は、当該墓地等を経営しようとする者が自ら所有する土地でなければならない。ただし、地方公共団体が経営しようとするときは、この限りでない。

2 墓地等の敷地は、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、空間又は地下を使用する権利で、当該敷地の墓地としての通常の用法による使用を妨げないものについては、この限りではない。

(墓地等の設置場所)

第5条 墓地等を設置する場所は、次の基準に適合しなければならない。ただし、当該墓地等を設置する場所が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りではない。

(1) 住宅、学校、病院その他これらに類する施設の敷地から100メートル以上離れていること。

(2) 道路、鉄道又は河川から20メートル以上離れていること。

(3) 飲料水を汚染するおそれがないこと。

(4) がけ崩れ、地すべり等の災害のおそれが少ないこと。

(許可基準)

第6条 墓地等の構造及び設備に関する許可基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる基準とする。

(1) 墓地

ア 墓所（区画された個々の墳墓及びその敷地部分）の合計面積は、墓地（許可の対象となる墓所、道路、通路、施設、緑地等社会通念上一体と認められる部分の総面積）の50パーセント以下であること。

イ 墓所の区画数は、墓所の使用を希望する者の数を考慮し、必要な数であること。

ウ 墓所の列間の通路は、幅1メートル以上とする。ただし、墓地全体の面積が1,000平方メートル以上の場合、幅2メートル以上の幹線通路を設けること。

エ 墓地の周囲は、境界を明確にし、付近の景観を損なわないよう植樹帯で囲う等、周囲との調和を図ること。

オ 墓地の区域内には、適当な排水路を設けること。

カ 墓地の区域内には、必要に応じ給水設備等を設けること。

(2) 納骨堂

ア 外壁及び屋根は、防火構造であること。

イ 出入口及び納骨施設は、施錠できる構造であること。

ウ 換気設備が設けられていること。

エ 納骨堂の周囲は、境界を明確にし、付近の景観を損なわないよう植樹帯で囲う等、周囲との調和を図ること。

(3) 火葬場

ア 火葬炉には、防じん及び防臭等について十分な能力を有する装置が設けられていること。

イ 残灰及び収骨容器を保管する施設が設けられていること。

ウ 管理事務所、便所、駐車場及び待合所が設けられていること。

エ 火葬場の周囲は、境界を明確にし、付近の景観を損なわないよう植樹帯で囲う等、周囲との調和を図ること。

(事前審査の協議)

第7条 墓地等を新設又は変更しようとする者は、あらかじめ墓地等経営(変更)許可事前審査協議書(様式第1号)を市長に提出し、事前の協議を行うものとする。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(審査結果通知等)

第8条 市長は、前条の規定による事前の協議があったときは、関係行政機関と調整を行うとともに、その墓地等の経営計画について審査し、事前審査結果通知書(様式第2号)により、その申請者に通知するものとする。

(標識の設置等)

第9条 前条に規定する通知を受けた者(以下「経営予定者」という。)は、墓地等の経営計画の周知を図るため、標識(様式第3号)を当該計画に係る土地内の見やすい場所に設置しなければならない。

2 経営予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、標識設置届出書(様式第4号)を速やかに市長に届け出なければならない。

(説明会の開催)

第10条 経営予定者は、計画場所の周辺住民に対し、墓地等の経営計画についての説明会を開催しなければならない。

2 経営予定者は、前項の規定により説明会を開催したときは、説明会結果報告書(様式第5号)により、市長に報告しなければならない。

(周辺住民との協議)

第11条 経営予定者は、前条第1項に規定する周辺住民から墓地等の経営計画について、意見の申出があったときはこれに応じ、十分理解を得られるよう努めなければならない。

2 経営予定者は、前項の規定による協議を行ったときは、協議結果報告書(様式第6号)により、市長に報告しなければならない。

(経営許可申請及び変更許可申請)

第12条 経営予定者は、法第10条の規定に基づく許可を受けようとするときは、墓地等経営(変更)許可申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、その申請者に対し、墓地等経営(変更)許可書(様式第8号)を交付するものとする。この場合において、必要と認めるときは、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

3 地縁団体が自治会等が旧来の慣習に従い管理運営している墓地の経営を行おうとするときで、当該墓地の区域拡張を行わない場合は、第5条及び第6条の規定は満たしたものとみなす。

(廃止許可申請)

- 第13条** 墓地等を廃止しようとする者は、あらかじめ墓地等（一部）廃止許可申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、その申請者に対し、墓地等（一部）廃止許可書（様式第10号）を交付するものとする。
- 3 自治会等が旧来の慣習に従い管理運営している墓地の廃止については、当該墓地を管理する自治会の長が申請することができる。
（みなし許可に係る届出）
- 第14条** 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったとみなされた経営者は、速やかにみなし許可届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。
（経営者の遵守事項）
- 第15条** 墓地等の経営者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- （1） 墓地等の管理運営は、経営者自らが行うこと。
- （2） 墓地等を常に清潔に保持すること。
- （3） 墓地等の施設及び設備が破損したときは、速やかに修理すること。
- （4） 墓地等の安全管理を維持すること。
- （5） その他市長が必要と認める事項
（工事の着手の届出）
- 第16条** 第12条又は第13条の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可に係る墓地等の工事に着手しようとするときは、工事着手届出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
（工事の完了の届出及び検査）
- 第17条** 許可を受けた者は、許可に係る工事が完了したときは、当該完了の日から起算して15日以内に工事完了検査申請書（様式第13号）を市長に提出し、完了検査を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の完了検査の結果、墓地等がこの規則で定める基準及び別に定める基準に適合していると認めるときは、その届出者に対し、工事完了検査通知書（様式第14号）を交付するものとする。
- 3 許可を受けた者（第12条の規定による許可を除く。）は、前項に規定する工事完了検査通知書の交付を受けた後でなければ、他の用途に変更してはならない。
- 4 許可を受けた者（第13条の規定による許可を除く。）は、第2項に規定する工事完了検査通知書の交付を受けた後でなければ、その許可に係る墓地等を利用者の用に供してはならない。
- 5 第1項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、工事について臨時に検査を行うことができる。
（勧告）
- 第18条** 市長は、法又はこの規則に違反していると認めるときは、当該違反者に対し、原状回復、工事の変更又は中止その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。
（公表）
- 第19条** 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
（変更の届出）
- 第20条** 墓地等の経営者は、次に掲げる事項に変更があったときは、住所等変更届出書（様式第15号）を速やかに市長に提出しなければならない。
- （1） 墓地等の経営者の住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）
- （2） 墓地等の経営者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
- （3） 墓地等の名称
（立入調査等）
- 第21条** 市長は、この規則の施行に必要な限度において、経営予定者、許可を受けた者その他関係人（以下「経営予定者等」という。）に対し、必要な報告を求めるとともに、市長が指定する職員に工事区域また墓地等に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他必要な物件を調査（以下「立入調査等」という。）させることができる。

- 2 前項の規定により職員が工事区域等に立ち入るときは、身分証明書（様式第16号）を携帯し、経営予定者等の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（補則）

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。